

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年6月22日 12時20分ごろ
発生場所	長崎県長崎市伊王島西方沖 伊王島灯台から真方位263° 13.4海里付近 （概位 北緯32° 41.2′ 東経129° 29.9′）
インシデントの概要	漁船海功丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月3日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 海功丸、3.20トン NS3-47568（漁船登録番号）、個人所有 第292-49558号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力77.20kW、回転数毎分 2,910、4気筒、ボア95mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、はえ縄漁の操業中、船長が、主機計器盤の冷却清水温度警報ランプが点灯していること、及び冷却海水が船外に排出されていないことを認めて運航不能と判断し、主機を停止して118番通報を行い、巡視船にえい航されて長崎市長崎漁港（三重地区）に入港した。</p> <p>主機は、本インシデント後、船長によって開放点検されたところ、冷却海水系統に閉塞は認められず、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損していた。</p> <p>冷却海水は、冷却海水ポンプによって吸引加圧され、清水冷却器で冷却清水と熱交換を行った後、船外に排出される方式となっていた。</p> <p>本件インペラは、船長により、本インシデント発生の約2年前に交換され、約3,000時間使用されていた。</p> <p>主機の取扱説明書には、本件インペラの交換を運転時間2,000時間ごとに行うよう記載されていた。</p>
分析	本船は、操業中、本件インペラが破損したことから、冷却海水の供給が途絶えて清水冷却器での熱交換が阻害され、冷却清水の温度が上

	昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が操業中、本件インペラが破損したため、冷却海水の供給が途絶えて清水冷却器での熱交換が阻害され、冷却清水の温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 冷却海水ポンプのインペラは定期的に点検し、必要であれば交換すること。</li></ul>